

ちやりんこマナーブック

「知ってますか?
自転車マナー」



自転車は 「クルマ?」 「ヒト?」

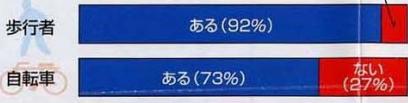


交通法規の上で、自転車は「車両（軽車両）」自動車と同じ扱いです。
免許もエンジンもいらないので、誰もが手軽に利用できる自転車ですが、
ひとつまちがえれば大きな事故をひきおこす凶器となります。
自分さえよければ…という気持ちをやめ、マナーを守って自転車を使いましょう。

天神橋筋アンケート

自転車は押して歩こうキャンペーン

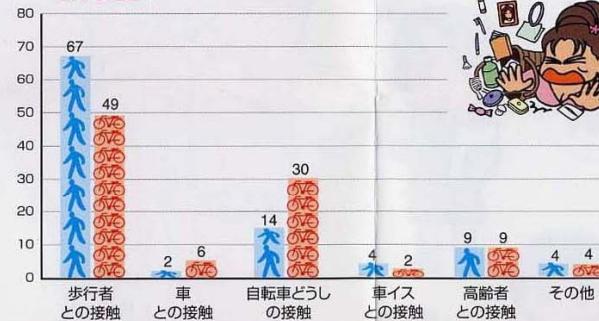
Q. 自転車が危ないと感じたことはありますか?



Q. 自転車は押して歩くのがよいと思いますか?



Q. 自転車が危ないと感じたことは
どんなとき?



天神橋筋に来られた歩行者と自転車利用者
772人に聞きました。

歩行者 自転車利用者

右側部分通行 (自転車は左側通行です)

3ヶ月以下の懲役 又は 5万以下の罰金



傘さし運転

自転車に乗って犬のリードをひくのも禁止です

3ヶ月以下の懲役 又は 5万以下の罰金



無灯火運転

灯火は自分を見つけてもらうため。
道路を照らすためではありません。

5万円以下の罰金



反則
いろいろ

酒酔い運転

3年以下の懲役 又は

50万以下の罰金



©たけしま まさよ

miura-ori®
CAID 特許登録番号2138955 JP2011-35

R100
古紙配合率100%再生紙を使用



発行 北区 自転車問題を考える会

豊北連合商店街組合、堺川連合商店街組合、菅原南商店街振興組合、天神橋二丁目商店街振興組合、天神橋三丁目商店街振興組合、天神橋四丁目商店街振興組合、天満南商店街組合、天四北商店街組合、天神筋五丁目商店街振興組合、天ヶ丘商店街振興組合、豊北地区社会福祉協議会、堺川地区社会福祉協議会、菅原南地区社会福祉協議会、北区「未来わがまち会議」、JR天王寺駅、曾根崎警察署、天満警察署、北区老人クラブ連絡会、北区身体障害者団体協議会、北区「未来わがまち会議」、JR天王寺駅、曾根崎警察署、天満警察署、大阪商工会議所・都島・福島支部、おおさか行動する障害者応援センター、大阪市建設局、大阪市北区役所